

## 第4章 検証内容

### 第1節 VFMの検証

#### 第1項 VFMに関するガイドライン（概略）

##### 1 VFM（Value For Money）とは

内閣府はPFI事業実施のために各種ガイドラインを公表しており、その中にVFMに関するガイドライン（以下「VFMガイドライン」という。）がある。本項ではVFMガイドラインの概略を記載する。

VFMとは、一般に、「支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払いに対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という。

公共施設等の整備等に関する事業をPFI事業として実施するかどうかについては、PFI事業として実施することにより、当該事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準としている。PFI事業として実施することが公共部門が自ら実施する場合に比べてVFMがある場合、効率的かつ効果的に実施できるという当該基準を満たす。

##### 2 VFMの評価時点

VFMの評価は、PFI基本方針に従い、特定事業の選定に当たって必ず行わなければならない（PFI法第7条）。

また、VFM評価は事業の企画、特定事業評価、事業者選定の各段階において実践を試み、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。この意味では、導入可能性調査を実施する段階においてもVFM評価を行うことが必要である。

また、事業者選定時点においても、選定する民間事業者の事業計画についてVFMがあると確認すると共に、考え方の適切さを検証することが適当である。

##### 3 VFM評価の前提

「PSC（Public Sector Comparator）」とは、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいい、「PFI事業のLCC（Life Cycle Cost）」とは、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいうこととされている。

VFMの有無の評価は、公共サービス水準を同一に設定した上で、PSCとPFI事

業のLCC（以下「PFI-LCC」という。）をそれぞれ算定し、これらを比較することが基本となる。

PSCは、対象とする事業を公共施設等の管理者等が自ら実施する場合にその時点で採用すると考えられる事業形態を想定して計算する。

PFI-LCCは、PFI事業者が公共施設等の設計、建設、維持管理、運営すべてを一元的に推進する事業を想定して算定する。

#### 4 VFM評価方法

PSCを算定するための費用は、設計、建設、維持管理、運営の各段階ごとに、想定した事業形態に基づき経費を積み上げる。

また、PFI-LCC算定においても、設計、建設、維持管理、運営の各段階ごとに推定し、積み上げ、その上で公共施設等の管理者等が事業期間全体を通じて負担する費用を算定する。なお、この積み上げに当たっては、コンサルタント等の活用や類似事業に関する実態調査や市場調査を行う等して、算出根拠を明確にした上で、民間事業者の損益計画、資金収支計画等を年度ごとに想定し、計算する。

その後、リスク調整など必要な処理をした上で、割引率を用いて現在価値に換算し両者を比較する。

## 第2項 市のVFM評価

### 1 VFMの評価時点

市がVFMを評価した時点は、特定事業の選定時のみである。

また、VFM評価の対象となったのは、平成27年3月31日に公表した業務要求水準書に基づく計画についてであり、その後契約期間などが変更された現契約内容では一度も評価されていない。

### 2 VFM評価の公表

市は、平成26年4月21日付けで本件コンサルタント業者と委託契約をした「平成26年度西尾市公共施設再配置実施計画における官民連携推進支援業務」の中でVFM評価を業務委託した。その結果は、平成27年3月31日に公表した「特定事業の選定」に記載されている。

また、平成28年3月7日に公表した「優先交渉権者 選定報告書」19ページ及び前記第3章第3節第7項には、「市の財政負担の削減率（VFM）%」が記載されているが、これは市民に対して分かりやすい表現とするためにあえて市がVFMと独自に表記したものであり、前記第1項2における事業者選定時点のVFM評価とは異なるものである。

### 3 VFM評価方法

PSC算定のための費用については、公表した業務要求水準書に則り、設計、建設、維持管理、運営の各段階ごとに経費を積み上げた設計書を、本件コンサルタント業者の協力を得ながら市が中心となり作成した。

PFI-LCC算定のための費用については本件コンサルタント業者が算出しているが、前記第1項4とは算出手法を全く別に行っている。

本件PFI事業での算出手法は、次のとおりである。

まず、現在の市場状況から想定率を算出し、それを削減率（3%）として設定する。

この削減率を用いてPSC算定のための費用を割り引くことで、PFI-LCC算定のための費用を算出した。

その後、PSC算定のための費用及びPFI-LCC算定のための費用双方をリスク調整した。なお、このリスク調整においても、PFI-LCC算定のための設定金額は、PSC算定のために設定した金額から削減率を用いて割り引いたものとなっている。

そこから同じ割引率（0.64%）を用いて双方を現在価値に換算した上で、さらに再度リスク調整を行った。この2回目のリスク調整においても、PSC算定のために設

定した金額とPFI-LCC算定のために設定した金額の差は削減率と一致する。

そして最終的に、PSCとPFI-LCCを比較し、本件PFI事業に3%のVFMがあると結論づけた。

前記第1項1のとおり、公共施設等の整備等に関する事業をPFI事業として実施するには、想定するPFI事業にVFMがあることが不可欠である。市のVFMは、VFMガイドラインに則ったと思われる手順を踏んだものではあるが、PFI-LCC算定のために用いた数字は、結局すべて市の設計書にある金額を3%カットしているものと確認された。

## 第3項 市のVFM評価の正当性

### 1 VFMガイドラインとの不一致について

VFMガイドラインは、国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして示されたものである。そのため、各自治体が、PFI事業の円滑な実施のため、法及びPFI基本方針に則った上で、状況に応じて工夫を行い、VFMガイドラインに示したものの以外の方法等によってPFI事業を実施することを妨げるものではない。

すなわち、市のVFM評価がVFMガイドラインに示された手法と異なる手法を用いて行われたことについては、直ちに問題とされるものではない。

### 2 現契約内容でのVFM評価が実施されていないことについて

VFMの評価は、PFI事業を実施する上で、その手法を正当とする根拠となるものである。そのためVFMガイドラインでも、VFMの評価に当たっては、客観性及び透明性の向上を図るよう努めていくことが重要とされている。

本件PFI事業では、現契約内容のVFM評価を行っていないため、事業の正当性について担保するものを欠いているといえる。本件PFI事業を健全に実施していくためには、現契約内容でのVFM評価を行うべきであったと考える。

### 3 VFM評価手法のあり方について

市のVFM評価は、前記第2項3のとおりである。

つまり、この手法を用いれば、削減率が設定できれば自動的にPFI事業に削減率と同率のVFMがあることになり、実質的に削減率がそのままVFMとなる。

そのため、本手法が適正であるためには、削減率の算出が適正であることが求められる。

そこで、削減率の算出方法について検討する。

まず、図1のとおり削減率は、設計、建設、維持管理、運営の各項目についてそれぞれ想定率を算出した上で、その計とする各想定率の総和と同一になっている。なお、VFM評価を実施した本件コンサルタント業者には、この削減率と想定率について、語句の使い分けに意味がないことを確認した。

設計、建設、維持管理、運営については、それぞれの事業にかかる費用が全く異なるものである。さらに、維持管理の想定率は、具体的費用をベースにして算出していることが明らかである。しかしながら、設計、建設、運営については、具体的費用をベースにした想定率の算出はされていない。

算出ベースも費用も異にする項目であるにも関わらず、その全体の想定率を単純に各項目の想定率の総和で算出することは、率の計算として合理性を欠いている。

この点について本件コンサルタント業者に確認したところ、「当数値化は、特定事業にある各業務項目（設計、建設、維持管理、運営）の当時の市場の動向を踏まえたものである。」と回答があり、市場の動向を踏まえる場合は、率の計算理論を無視できるという根拠は示されなかった。そのため、削減率3%の根拠は結局不明確なままとなっている。

したがって、市のVFMの算出方法については、その正当性になお合理的疑いがある。

図1

**削減率 3%**

※削減率は、現在の市場状況から判断

項目	市場のトレ	原因	想定率 (%)	内容	
設計	➡	入札不調が原因となり高	3.5	平成25年の設計労務単価の見直しに7.1%の上昇。その後、設計士の賃金は、3.5%程度の落ち着きとな	より全国平均 豊和状態から実 っている。
建設	➡	人工不足が牽引し、価格	20.0	全国平均2.1%~25%程度で回避 55億→70億（庁舎）	
維持管理	➡	包括的な契約の場合	▲26.5	3400万→2500万（65施設）	
運営	➡	変動なし	0.0	公共事業の運営費に大きな変動はみられ	ない。
計			▲3%		

※図は、本件コンサルタント業者から提出された原文のとおり

## 第2節 費用の検証

### 第1項 サービス対価予定額について

#### 1 サービス対価予定額

本件サービス対価予定額は、優先交渉権者選定の際に基準となる項目の一つである。前記第1節第2項3の手順で算出されたPFI-LCCを1万円未満切り捨てにした金額で設定されており、サービス対価予定額と応募者の提案金額の差が大きいほど、応募者の評価が高くなる。

このサービス対価予定額については、平成27年3月31日に公表した募集要項に記載があり、募集の要件として提案金額がそれを上回っていた場合は失格とされている。

#### 2 サービス対価予定額算出方法の妥当性

上記1のとおり、本件サービス対価予定額は、応募者の提案金額がそれを上回っている場合は失格とされるもので、いわゆる競争入札における入札予定価格の事前公表と類似した効果を有している面がある。

そのため、サービス対価予定額の設定をするときには、入札予定価格の設定と同様の注意をする必要があると考えられる。

この点について、国土交通省は、公共工事の発注者に対し、「「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について」という注意喚起をしている。その中で、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為（「歩切り」）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第7条第1項第1号の規定に違反すると指摘している。

品確法は、適用される「公共工事」を「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」と定義している。

しかしながら、品確法の目的は、「公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」ことであり、間接的ではあるが公共施設の建設等を行う本件PFI事業においても、その目的は同じものと考えられる。

そこで本件サービス対価予定額の設定方法をみると、上記1のとおり、PFI-LCは、市が設計した事業費を削減率で割り引いた費用が元になっているため、市の設計金額を「歩切り」している疑いがある。さらに、その割り引きの根拠となっている削減率についても、前記第1節第3項3で述べたとおり、その算出方法には疑義がある。

したがって、本件サービス対価予定額の算出方法は、品確法の趣旨からその妥当性が疑われるものである。

### 3 サービス対価予定額の設定時点

上記1のとおり、本件サービス対価予定額は、優先交渉権者選定基準で応募者の提案金額がそれを上回っていた場合は失格とされるものである。つまり、サービス対価予定額以下の金額で実施できる応募者がいなければ、このPFI事業自体が見直される方針であった。

本件PFI事業は、本件SPCの平成27年12月4日付け提案金額書がサービス対価予定額を下回るものであったため、契約手続を進めることとなった。しかし平成28年5月30日の仮契約では、応募時から事業内容が変更され、契約金額も提案金額と一致しなくなったという経緯がある。

募集要綱に定められた事業選定の手続きを経た場合、現行事業がPFI手法で実施されたかを確認するためには、変更内容に合わせ作成し直した設計書を元に、サービス対価予定額を改めて算出する必要がある。しかし、その算出には本件コンサルタント業者の独自ノウハウが活用されており、手法、理論が明らかでないため、市による同一の手法での算出は不可能であることが分かった。つまり、現契約については、サービス対価予定額による金額が妥当であるかの審査を実施しないまま契約が締結されたということになる。

したがって、本件PFI事業は、サービス対価予定額の観点から現契約内容の事業をPFI手法で実施すべきであったか否かについて、現在も明らかでないという問題を抱えたままとなっている。

## 第2項 買取費用について

### 1 市職員による建設費の検証について

買取費用とは、新設施設の買取費、改修施設設計買取費、改修及び解体工事費、備品調達費にかかる費用である。

本件PFI事業契約は、業者が設計を終了した後において、工事費内訳書を市に提出するとしている。これは、設計が終わらなければ使用部材や必要経費の算定ができないため、工事費内訳書が市に提出されて初めて具体的工事費が判明することになる。言い換えれば、設計が終了するまでは、どの施設がどのように建設、改修、解体されるか確定していないということである。

前記第1項3にあるように、本件事業はその事業全体についての金額が妥当であるかの審査ができない。そこで、実際に工事が行われている個々の買取予定建築物について金額の検証を行うべく、業者から提出された設計図書と工事費内訳書を元に、市が自らその建築物を建設した場合の費用算出を試みた。

しかしながら、工事費内訳書にある部材にオーダー品使用割合が高く、市の使用している単価、刊行物における一般的な部材の使用を想定した積算では整合性が確保できないため、本来の工事価格と大きく乖離した金額が算出されることが懸念された。さらに、工事費内訳書の数量からは、どこの部分に何をどれだけ使用するか判断できず、それを計算上割り出し費用を算出することが可能だという確証がないこと、仮に可能だったとしても、その業務に多大な時間と手間が必要となることが明らかになった。

そのため、市職員が本事業における個々の工事費について検証することは、現実的に不可能であると判断するに至った。

### 2 外部委託による建設費の検証について

市職員では検証ができないと判断したため、次に外部の建築士に業務委託することが可能か検討を行った。

そこで、平成30年1月中旬に、積算を専門としている建築事務所に問い合わせたところ、構造、規模、用途などを総合的に勘案すると、きら市民交流センター（仮称）支所棟の積算をするためには、およそ1ヶ月程度の期間と100万円程度の費用が見込まれると回答がされた。

そのため、1件の建設費を検証するためだけに費やす時間と費用を考慮した上で、外部委託も現実的でないと判断し、検証を断念せざるを得なかった。

### 第3項 運営費用について

運営費用とは、管理費、光熱水費及び人件費を含む運営業務にかかる費用である。

本件業務において、市が作成したP S C算出のための費用は、前述のとおりV F Mやサービス対価予定額を算出する上で基礎となっているため、費用の検証において設計書の内容を確認することは必須となる。

まず、P S C算出のための費用を設計する際、事業形態として想定すべきは、前記第1節第1項3のとおり、対象とする事業を市が自ら実施する場合にその時点で採用すると考えられるものとされている。

この点につき設計書では、統括、運営監視、建築監視など新規業務を担当する職員を想定し、運営費としてその人件費を計上している。また、その新規業務のための事務費や水道光熱費も計上している。これは、平成27年3月31日に公表した募集要項にある応募者の参加資格要件を前提に、それに対応した市での業務を想定したものと考えられる。

しかし、応募者の参加資格要件で要求されているのは、包括で業務発注をするために必要となる全体統括業務や、市が直接維持管理運営をしないために必要となるモニタリング業務のための人員であるため、市が従来からの体制で業務を行う上では生じないものであるといえる。

市が自ら事業を実施する上で、統括などの新規業務を担当する職員の配置が将来的に必要なと断定することはできないが、設計書作成時点で採用すると考えられた事業形態とした場合には、やはり本件設計においては想定する必要のない経費であると思われる。

設計書の作成では、事業形態をどのように想定し、どのような費用を計上するか十分に検討されるべきであるが、その一方で何が正しいと確証を得ることは困難である。

しかし、本件事業において市が積算した「P S C算出のための費用」は、「市の財政負担削減率」と直接関係するものであるから、本件事業の財政負担削減効果を確認する上で、その設計書の精査は欠かせないものである。

## 第4項 維持管理業務費について

### 1 包括マネジメント業務について

本件PFI事業における包括マネジメント業務は、平成29年度から実施されており、市内160施設の維持管理業務、維持管理マニュアル作成業務から構成されている。その業務を実施するための費用は、160施設の維持管理費と、市内全域の維持管理を包括的にマネジメントするための人件費（以下「包括マネジメント費」という。）で構成される。

施設の維持管理業務は、これまで各施設主管課（以下「担当課等」という。）で契約していた委託事業を、包括して一者に長期委託することで、スケールメリットを活かした包括マネジメントを実施し、合理化により委託料の削減を図るのみならず、これまでの契約などに係る人件費を削減できるとしてきた。

### 2 市内160施設維持管理費について

市内160施設の維持管理業務は、従来から担当課等が業者に委託契約していた業務（以下「個別委託契約」という。）の包括長期発注である。つまり、個別発注において各業務にいくら費用がかかっていたかは、これまでの資料で具体的金額を把握することが可能である。そのため設計書でも、維持管理業務については個別委託料を積算して算出されている。

この点、設計書において使用する個別委託料の根拠としたのは、平成26年度の当初予算金額である。通常の委託業務では、当初予算金額（市が必要と見込む金額）より決算金額（実際に契約し支払った金額）の方が低額になることが一般的である。これは、契約時に業者間の競争原理が働くことや、業者が市の予定価格を独自に推測し見積努力をするため、市の見込み金額を下回ることが多いことによる。

しかし、本件PFI事業契約は、平成27年3月31日に募集要項において対象施設及び業務一覧表を公表し、契約金額内ですべての業務を行うという内容であるため、原則的に予算金額と決算金額に齟齬は生じない構成になっている。もちろん、年度当初では予定されていた業務が年度途中で実施不要となるなど、事情に変更があればその分の業務については支払いされなくなるため、必ずしも予算金額と決算金額が一致するわけではないが、通常の委託契約に比べその差は少ないものと考えられる。

そこで、平成28年度の決算金額と、平成29年度の決算見込額を確認すると、平成28年度決算額は288,870,915円（税込）であり、平成29年度決算見込額は302,349,229円（税込）となっている。しかし、この平成29年度決算見込額には、包

括マネジメント費 14,256,000 円（税込）も含まれていることから、実際に比較対象となる維持管理業務費は 288,093,229 円となる。

平成 29 年度と平成 28 年度では実施業務が完全に一致するものではないことから単純に比較することはできないが、平成 29 年 3 月の時点で予算ベース約 1,300 万円の財政削減効果を見込んでいた点に着目すれば、決算見込額での費用効果は 777,686 円に留まる予定であり、見込を大幅に下回るといえる。

### 3 維持管理マニュアル作成費について

包括マネジメント業務には、本件 P F I 事業契約書や本件 P F I 事業契約書に付随する覚書（以下「覚書」という。）（後述）とは別に、市と本件 S P C の間で合意された「西尾市公共施設包括マネジメント事業の維持管理業務一覧」（以下「単価付業務一覧」という。）が存在する。この単価付業務一覧には、各業務の委託概要、単価、期間などが記載されており、これに基づき当該年度の最終的な支払額の調整が行われている。

上記 1 で述べたとおり、包括マネジメント業務には維持管理マニュアル作成業務が含まれているが、単価付業務一覧には 160 施設の維持管理費と包括マネジメント費の記載があるだけで、維持管理マニュアル作成費についての記載は見当たらない。

そこで、維持管理マニュアル作成業務に係る費用を、いつ、どのように、いくら支払うのか、本件 P F I 事業主管部局（以下「担当部局」という。）に確認したところ、当該費用については 160 施設維持管理費の単価に上乗せして溶け込ませてあるため、その具体的金額や支払いしている時期を、市は把握していないという事実が判明した。つまり、上記 2 における 288,093,229 円の中にも維持管理マニュアル作成費が一部含まれている可能性があるがその金額は確定できず、いつからいつまでの支払分に維持管理マニュアル作成費が含まれているのかも分からず、最終的に維持管理マニュアル作成にどれだけ費用がかかるかについても、市は最初から最後まで一切把握をしていないことになる。

さらに、業者の企画提案によるライフサイクルマネジメントシステムの導入についても現在準備が進められているが、その費用についても全く同様である。160 施設の維持管理費の単価構成がどうなっているのか、支払っているサービス対価の対象は何か、契約当事者である市が全く把握しないまま委託業務が進められている事態となっている。

「個別委託契約をしていた時と P F I 事業で包括長期委託した現在を比較すると、表面上の維持管理費における単年度財政削減効果は小さいが、P F I 事業での維持管理業務には表面に出ない他の業務の価値も含まれているため、その潜在的な効果が高い」という次元の問題ではない。可及的速やかに各業務の費用及びその支払時期を把握し、実

態に則した事務処理を適正に行うよう改めるべきである。

#### 4 包括マネジメント費について

包括マネジメント費は、160施設の維持管理業務において、市内全域を迅速かつ円滑で実効性のある管理体制とするために配置される人員の人件費であり、上記2にあるとおり、年間14,256,000円（税込）の支払いをしている。

この費用は、個別委託契約を包括発注したために新たに生じた業務に対するものであり、この業務の費用対効果を検討する上で比較対象となり得るものは、これまで個別委託契約のために必要であった職員の人件費と考えられる。

施設の維持管理を個別委託契約していたとき、その契約業務のためだけに費やされた人件費を厳密に算出することは不可能である。様々な職位の職員が、種々の業務を並行して行うという状況の中で、契約という一つの業務のみを抽出して把握することができないからである。したがって、この包括マネジメント費は、個別委託契約における職員の人件費を相殺するものとも考えることも可能である。

しかしながら、維持管理業務を包括発注したことにより、新たに発生した業務が存在する。平成29年3月30日に締結した「本件PFI事業に関するサービス基準合意書」に基づくモニタリング業務である。月例モニタリング会議、四半期モニタリング会議、そして半期ごとに全体モニタリング会議が開催され、そのすべてに担当課等の担当職員が参加している。さらに、各施設の業務報告書の確認については、これまでと同様別個に担当課等が行っている状態である。

加えて、契約を包括としたことで、包括契約そのものの維持調整業務を担う職員が必要となっている。この維持調整業務は、年度途中の業務加除や年度替わりの実施業務見直しの際に、単価付業務一覧を見直し業者と打ち合わせを行うものである。

包括発注により相殺された人件費が、年間14,256,000円に加え新規モニタリング業務、包括契約の維持調整業務に係る人件費を上回るものであるかについては、検証できなかった。

## 第5項 S P Cの維持組成費について

### 1 維持組成費とは

維持組成費とは、S P Cの組成及び契約期間中の維持に係る費用のことをいう。

本件P F I事業では、「プロジェクトマネジメントに係る費用」、「モニタリングに係る費用」、「経営事務に係る費用」、「その他特別目的会社の組成及び維持に関連する費用」の4項目となっており、毎年61,149,600円（税込）を30年間に渡り支払う予定になっている。

S P Cとは、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のことである。本件S P Cは、本件P F I事業を行うために設立された会社であるため、他の事業を行うことは想定されていない。

### 2 請求内訳について

市は平成29年3月31日に、本件S P Cから平成28年度分の維持組成費の請求を受け、支払う手続きを行っている。その際、請求明細書が提示されているが、その構成は表2のとおりである。

表2 請求明細

(円)

品名	数量	単位	金額
(1) マネジメント業務関連費			
プロジェクトマネジメント業務	1	式	12,000,000
プロジェクトアドバイザー選任業務	1	式	1,600,000
経営管理業務（損益管理・契約管理含む）	1	式	4,000,000
経営関連会議運営費	1	式	500,000
(2) モニタリング業務関連費			
開発モニタリング業務	1	式	1,800,000
運営モニタリング業務	1	式	4,640,000
会計監査業務	1	式	530,000
金融機関エージェント業務	1	式	1,200,000
(3) 事務費・管理費			
経営管理業務（経理事務業務含む）	1	式	3,600,000
諸経費（交通費・会議費等）	1	式	3,600,000
(4) その他費用			
レポート業務	1	式	3,600,000

法律事務業務	1	式	1,247,000
会計事務業務	1	式	1,600,000
金融機関アレンジメント業務	1	式	1,200,000
諸経費（手数料・保険料・事務所家賃・印刷製本費等）	1	式	6,743,000
<b>(5) 一般管理費</b>			
一般管理費	1	式	8,760,000
小計			56,620,000
消費税（8%）			4,529,600
税込合計			61,149,600

この明細に領収書などの添付は一切なく、各業務の具体的内容も明らかでない。なお、平成28年度の業務期間は、平成28年6月27日から平成29年3月31日までであるにも関わらず、4月1日から翌年3月31日までを業務対象期間としている平成29年度以降の支払金額と同額を支払いする根拠も不明である。そこから推測できることは、これが月割や日割で算出されている費用ではないという程度であろう。

この点につき、サービス対価支払のために平成28年度の業務を検査した職員に、その検査内容を確認したところ、検査対象物として示されたのは、平成28年6月27日付けで市に提出された「平成28年度年間業務計画書」のみであった。つまり、計画された業務がどのように実行され、いかなる成果となったのか、その実績を検査することがないままサービス対価を支払ったということになる。

### 3 事業報告書について

本件PFI事業契約書第153条は、本件SPCに財務書類及び年間事業報告書の提出を義務づけており、市は、当該資料を公開できるものとしている。

平成29年6月30日に本件SPCから提出された「平成28年度年間業務報告書」では、維持組成に係る各業務は、専門事業者等へ業務委託し、円滑な業務推進が行える体制を構築している、としている。

運営体制としては、プロジェクトマネジメント業務を担当する代表企業「株式会社豊和」と協力企業「株式会社AMネクスト」を中心として運営事務局を構成し、「株式会社四電工」からプロジェクトアドバイザーを起用している。また、内部監査を実施するため、協力企業「株式会社豊田設計事務所」、構成企業「株式会社西三河エリアワン」へモニタリング業務を委託し、各種契約に関するリーガルアドバイザーとして弁護士事務所「西村あさひ法律事務所」を選任している。

具体的な業務の委託先は、表3のとおりである。

表3 業務委託一覧

委託業務名称	委託先
プロジェクトマネジメント業務 (プロジェクトマネージャー選任含む)	株式会社豊和
プロジェクトマネジメント業務 (プロジェクトサブマネージャー選任含む)	株式会社AMネクスト
プロジェクトアドバイザー選任業務	株式会社豊和 (株式会社四電工)
開発モニタリング業務	株式会社豊田設計事務所
運営モニタリング業務	株式会社西三河エリアワン
契約管理業務 (経理事務業務含む)	株式会社豊和
経営管理業務 (損益管理・契約管理含む)	株式会社AMネクスト
特別目的会社事務所運営業務	株式会社豊和
レポートニング業務	株式会社西三河エリアワン
法律事務業務	株式会社豊和 (西村あさひ法律事務所)
税務顧問業務	小島会計事務所 税理士 小島 悟志
会計監査業務	公認会計士 判治 俊哉

上記1のとおり、この維持組成費は本件PFI事業実施のための会社組成、維持を目的にした費用である。今後も市が継続して対価を支払っていく上で、支出した公金が目的に則り適正に使用されるようにしていかなければならない。

そのためにも市は、サービス対価支払の際に業務実績を検査することはいうまでもなく、各種資料から本件SPCの運営状況を適切に判断し、その健全性を確認していく必要がある。

### 第3節 提案金額の検証

#### 第1項 提案金額とは

提案金額とは、市が平成27年3月31日に公表した募集要項において提出することを求めている、応募者が事業を実施するのに必要とする金額である。この金額が予定金額を超えている場合、応募は無効としている。この提案金額に関する書類には提案金額書と提案金額内訳書があり、それぞれの様式は市が募集要項様式集で公表していた。

#### 第2項 文書受付日について

本件PFI事業では、本件SPCが各文書に記載した日付は平成27年12月4日（企画提案書提出期限）であるが、その書類に押印されている市の受付日は平成28年1月19日となっている。

前記募集要項によると、平成28年1月19日は選定委員会（仮称）による応募者のヒアリング及び選定が行われる日であり、その前に、「企画提案書の要求水準審査（二次審査）」、「有識者会議（仮称）による評価及び講評」、「応募者による公開プレゼンテーション（公開審査、平成28年1月17日一色地域交流センター）」が行われている。平成28年3月7日に公表した審査講評では、上記「有識者会議（仮称）による評価及び講評」の中で具体的な金額を元にした評価を行っている。

これらから、各文書は一連の審査などが行われた後で提出されたことになり、辻褄が合わないこととなる。

前記第1項にあるとおり、提案金額書は応募の有効性を判断するもので、本来は受付日にまず審査されるべきである。応募者の応募資格の適否を確認しないまま漫然とその後の審査を行ったとされることのないよう、適切な事務処理を心がける必要がある。

#### 第3項 提案金額内訳書について

提案金額内訳書は、その名のとおり提案金額の内訳を記載したものであるが、市が公表した様式には6項目ある。その内容は、「ア 特別目的会社の組成及び維持に関する対価（税抜）」、「イ 買取に関する対価（税抜）」、「ウ 維持管理に関する対価（税抜）」、「エ 運営に関する対価（税抜）」、「オ 消費税及び地方消費税相当額（アからエまで）」、「カ 独立採算業務（公共サービス）に関する対価：市の一部負担額（税抜）」である。

他市では、内訳書の根拠資料として詳細な様式での提出を求めているところもある。しかし、本件PFI事業ではそれを求めている上、包括発注であることにより、個々の事業費については全く把握することができない構成である。これが、前述した費用検証が不可能であった一因ともなっている。募集要項は市が任意で定めることができるも

のであり、他市の先進事例を参考とすることが可能であった状況も踏まえ、事業の透明性を確保する手段は検討できたはずである。改善すべき点といえるだろう。

#### 第4項 現契約における提案金額書・提案金額内訳書について

本件PFI事業は、前記第2節第1項3のとおり、業務要求水準書を公開したのに対し、現在締結されている契約内容は異なるものになっている。前記第1項から第3項については、変更前の計画について述べたものであり、変更後の計画については、そもそも提案金額書と提案金額内訳書自体が存在していない。

計画の変更内容は、包括マネジメント業務の期間を30年から15年にし、学校給食センターを除外するというものである。優先交渉権者である本件SPCとの協議記録において、平成28年5月6日に市は本件SPCに対し包括マネジメント業務の期間を15年にするよう提案している。そして、平成28年5月12日の協議で、本件SPCが提案を了承する形で期間を15年にする合意に至っている。なお、学校給食センターに関する協議内容は記録されていない。

その後、平成28年5月23日に本件SPCからサービス対価支払計画書が提出された。そのサービス対価支払計画書に記載された支払合計金額を根拠に仮契約の契約金額を確定し、平成28年5月30日付けで本件PFI事業特定事業仮契約を締結した。

仮契約に係る市長決裁文書に添付された契約金額の根拠資料は、サービス対価支払計画書の一部抜粋となっており、本件SPCから提案されたと客観的に確認できるものではない。明確な提案金額といえるものがないまま、提出者が明確でない書類を根拠に契約手続を進めること自体、異常な事態であったといわざるを得ない。

## 第4節 契約書の検証

### 第1項 本件PFI事業契約書の構成

本件PFI事業契約は、平成28年5月30日に仮契約を締結し、その後、平成28年6月27日に議会の可決により本契約となった。

この本件PFI事業契約書は、建物の新設、改修、解体、施設の運営、維持管理を包括的に含むものであり、非常に抽象的で曖昧な内容となっている。市は、西尾市契約規則第27条で契約書に記載しなければならない事項を定めている。しかし、本件PFI事業契約書では、契約履行の場所、契約代金の支払い又は受領の時期及び方法について記載がないなど、随所で規則が守られていないことが分かっている。

### 第2項 PFI事業契約書のひな形について

PFI事業では、内閣府と国土交通省が契約書のひな形を公開している。この2種類のひな形は、契約の解除条項の有無に代表されるように内容を異にしている。本件PFI事業契約書は国土交通省のひな形をベースにして作成されたが、市はそれを「国」が公開したひな形という認識で使用し、この2種類を比較して取捨選択をすることをしなかった。

後に議会から契約書に解除条項を入れなかったことについて問われた際に、市は、一方的な解除条項は対等な官民連携事業の趣旨から適切でないと判断したと答えている。担当部局への聞き取りでは、これは本件コンサルタント業者に所属するアドバイザーの意向であり、このアドバイザーから市に事業契約書の案として提示された時点では、すでに国土交通省のひな形ありきであったと回答された。

### 第3項 契約内容の公開について

#### 1 法の規定

PFI事業では、PFI法第15条第3項において、事業契約を締結したときは遅滞なくその事業契約の内容を公表しなければならないとされている。公表が義務付けられている内容は、公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、事業継続が困難になった場合における措置に関する事項その他内閣府令で定める事項に限られている。

## 2 市の現状

市は、事業継続が困難になった場合における措置に関する事項などを公表していない。これは、当該規定が存在していることを見落としており、さらに、そのことについてアドバイザーからも指摘がなかったためだとしている。

他市では、コンサルタント業務を委託していたアドバイザーからの指示により公表したケースもあり、馴染みの薄い手法による事業では、アドバイザーに頼って業務を行わざるを得ない実態が垣間見える。その意味では、コンサルタント業務を委託する業者の選定も、適切に事業を実施する上で重要なポイントとなっていることが分かる。

### 第4項 包括マネジメント業務について

#### 1 現在の運用状況

包括マネジメント業務は、本件PFI事業契約書の別紙に一覧で業務内容がまとめられている。しかし、その具体的な業務内容や業務ごとの金額については明記されていない。そこで、現在実施されている業務について確認したところ、前記第2節第4項3のとおり、市と本件SPCの間で単価付業務一覧が取り交わされていることが確認できた。この単価付業務一覧は、市と本件SPCとの間で正式な文書化がされておらず、口頭またはそれに類する形で業務が実施されている。

市と本件SPCはこの単価付業務一覧の内容に基づき業務を実施し、市はサービス対価の支払いをしているが、その業務内容は年度途中でも随時変更されており、業務内容は確定しているとはいえない。

このように業務内容が不明確なまま行われていることは、明らかに不適切であるといえる。毎年度、業務内容とその金額が明らかになる文書を交わすことが必要であると考えられる。

#### 2 グリストラップ清掃の委託について

単価付業務一覧には、小中学校及び保育園の業務として、給食室及び給食センターのグリストラップ清掃業務がある。

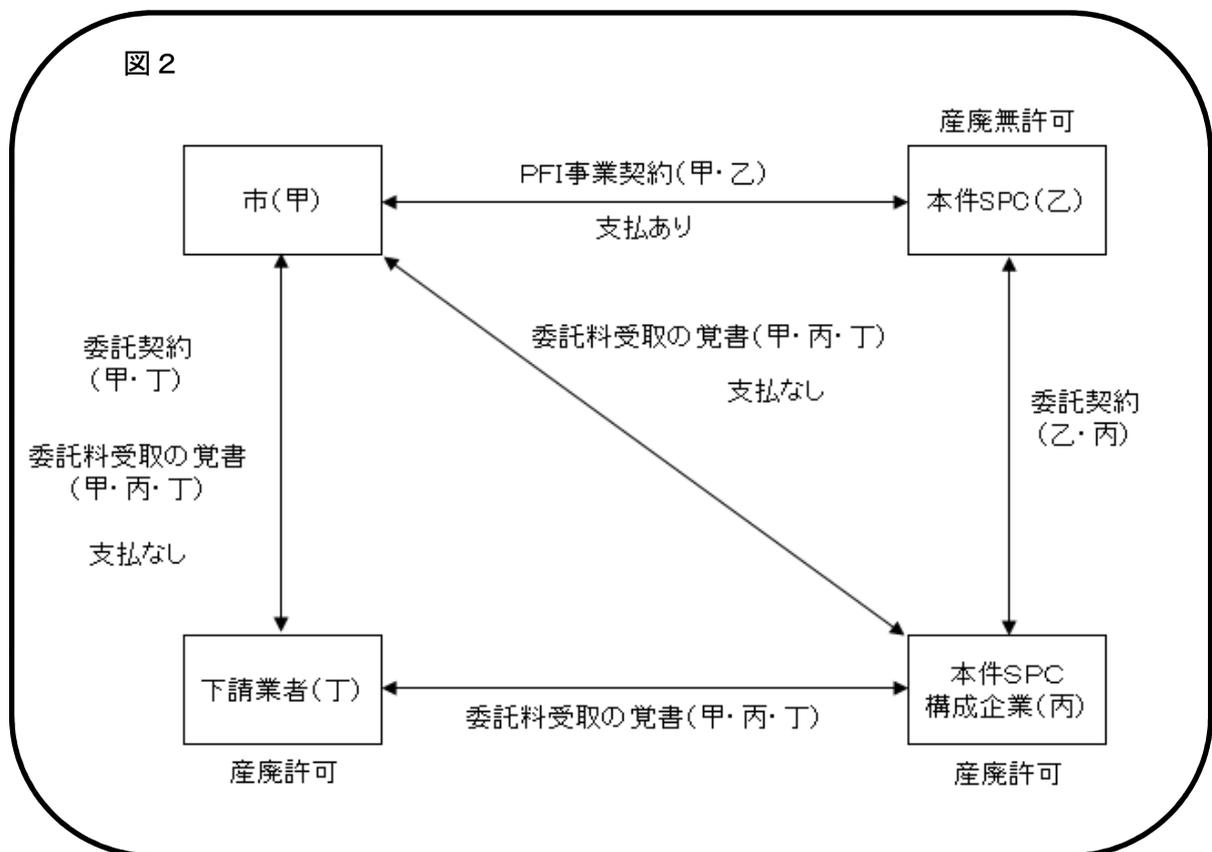
このグリストラップ清掃業務を実施している小中学校及び保育園は、市が運営している施設であるため、これらの施設から排出される産業廃棄物（以下「産廃」という。）は、排出者である市が責任を持って処理することが必要である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第12条第5項では、産廃の処理を他人に委託して行う場合、産廃処理の許可を有する者（以下「許可業者」という。）でなければならないとされている。業務要求水準書においては、応募者が遵

守すべき法律等として廃掃法を明記している。しかし、本件SPCはその許可を有しておらず、業務委託できる者には該当しない。市は、応募者に法令の遵守を要求しながら、必要な許可を有しているか否かの確認を行っていなかったということになる。これは明らかに確認もれであるといえる。

さらに市は、この状態を解消するため、図2のとおり本件PFI事業契約とは別に、本件SPCの下請業者である許可業者と委託契約を締結した。このことにより、市は1つの業務について二重に契約をすることになったが、その業務のサービス対価は、本件PFI事業契約に基づき本件SPCに支払っており、別途締結した委託契約に基づく支払いはしていない。

廃掃法第12条第5項に違反することがないように、適切な契約を結ぶ必要があるといえる。



## 第5項 契約書第134条、135条について

### 1 契約書第134条の規定と運用

本件PFI事業契約書には、前記第1項のとおり、サービス対価の支払方法などについて具体的な記載がされていない。

契約書第134条には、仮契約を本契約とするための議案を議会に付議するまでに、契約当事者双方の合意により、サービス対価の詳細な内訳及び各支払時期に係る支払額を定めることとされているが、それは実行されなかった。

その理由を担当部局に確認したところ、仮契約を締結する直前に改修業務の一部に係る支払方法について、本件SPCから預託金制度の活用を提案され、その調整が議案を提出するまでにまとまらず、間に合わなかったためであると回答された。

### 2 預託金制度の影響

預託金制度は、前払金や業者預け金といった性格を持つものである。事前に市が、本件SPCが管理する預託金口座へあらかじめ取り決めた金額を振り込み、預託金の対象となる業務が終了した後、本件SPCが市の了承を得た上で預託金口座から事業代金に充当するという手順で精算が行われる。すべての業務が終了したとき、預託金口座に残高があれば市に返還される。

この制度を本件SPCが提案した理由として、改修及び解体業務に係る費用を金融機関から融資を受けることが難しいこと、割賦払いとすると課税所得となりサービス購入費のコストアップとなることが懸念されることが挙げられている。

本件預託金は、一部の改修業務、解体業務及び修繕・備品更新業務にかかる費用に充てられる。しかし、どのような修繕・備品更新業務を対象とするかについては、明確に規定されていない。現在の契約内容では、本件SPCから預託金対象の備品であると主張された場合、その主張を覆す根拠はない。つまり本件PFI事業契約書上、預託金口座の残高以内であれば、本件SPCは任意に修繕・備品更新業務の費用とすることができる仕組みとなっている。

これは、預託金の対象が明確に規定できていないことによるものであり、公金の使途としては、問題であるといえる。

仮契約直前で本件SPCから提案され、契約書に明記された正規の手続を取らずに調整されたこの預託金制度については、その経緯や合意に関する文書が残されていない。これは、包括マネジメント業務の期間が30年間から15年間に短縮された経緯についても同様である。行政庁内部の手続きが適切ではなかったといえる。

### 3 契約書第135条の規定と運用

契約書第135条第1項では、本件PFI事業のサービス対価を、契約書別紙8及び前条第2項に基づき、甲及び乙の合意により甲が支払うこととしている。前条第2項とは、まさしく上記1の規定である。

本件PFI事業では、次節で記載する覚書を根拠にサービス対価の支払いを行うこととされている。

そこで問題となるのは、第135条で前提としている規定が守られていないために、基づくものを欠くこととなった覚書の有効性である。

この点一般的には、契約者双方が合意した以上、その覚書の対外的効力は否定されるものではないと解される。現に、担当部局は、どのような状況であれ双方が合意している以上、支払いなどの業務には問題がないという認識である。

しかし、本来議会に付議されるべき事項をしなかったことは、大きな問題であり、その理由については、丁寧な説明が必要であるといえる。

## 第5節 覚書の検証

### 第1項 覚書とは

覚書は、本件PFI事業契約書の内容を明確化し、解釈等を補うことを目的として、平成29年3月30日に締結された。この覚書は、本文と別紙1から別紙5で構成されており、サービス対価の詳細な内訳や支払額、支払方法とともに、預託金の詳細について定めている。

前記第4節第5項1にあるように、サービス対価の詳細な内訳や支払額については、本件PFI事業契約書とともに議会に付議されなければならなかった。しかし議会に付議されず、平成29年3月30日付けの覚書まで支払計画は作成されなかった。そのため、本件PFI事業に係る平成28年度9月補正予算案及び平成29年度当初予算案は、支払計画がないまま議会に付議されることとなった。

### 第2項 覚書の内容について

別紙1は、本件PFI事業契約書の内容を明確化し、解釈等を補う目的で、本件仮契約の締結前に行われた協議記録を一覧にまとめたものである。

この協議記録の作成日は平成27年11月10日及び平成28年5月30日となっている。そもそも、その時点で契約書の内容を明確にすることが必要だと判断しているのであれば、契約書本文の記述を修正すれば足りることである。

別紙2は預託金対象業務の詳細を定めたもので、本件PFI事業契約書別紙8に比べ預託金対象として実施するものが限定されている。

しかし、対象とする施設について限定されているが、対象業務についての詳細を定めるに至らない内容となっており、今後何が対象業務とされることとなるかはなお明らかになっていない。

別紙4は、サービス対価支払計画書であり、サービス対価の詳細な内訳及び各支払時期に係る支払額並びにその支払方法の詳細を定めるものとなっている。

サービス対価支払計画書は買取業務、運営業務、維持管理業務、預託金、SPC維持組成費について作成されており、すでに平成58年1月までの支払額が合意されている。

しかし、本件PFI事業の買取業務は、各施設の実施設設計が終わりその費用が算出されるまで、その金額が確定しない。それにも関わらず、各施設の諸費用を想定し、その費用を数十回の割賦払いとし、それに対する割賦手数料及び消費税を算出しているが、そもそも元となっている費用が想定であるため、このサービス対価支払計画書の根拠については不明である。

## 第6節 業務要求水準書・企画提案書の検証

### 第1項 業務要求水準書、企画提案書

#### 1 業務要求水準書、企画提案書とは

業務要求水準書は、市が応募者に期待するサービスの水準を示すものである。本件PFI事業では、平成27年3月11日に業務要求水準書（案）を、平成27年3月31日に業務要求水準書を確定版として公表している。

企画提案書は、市が公表した業務要求水準書を元に、提案事業者が事業の実施について創意工夫した企画を提案するものである。本件PFI事業で募集に応じた事業者は1者で、その企画提案書は平成27年12月4日に提出されている。企画提案書の大前提は、業務要求水準書に記載されている要求水準を満たすことであり、その上で事業者の創意工夫が求められている。

#### 2 担当課等における問題

本件PFI事業は包括発注方式であるため、担当部局の他にも、多くの担当課等がその事業に関わっている。

そこで、契約締結までの進捗過程で担当課等が抱えていた問題点のヒアリングを行った。その結果、教育委員会は全般的に問題がないと認識しており、市長部局では問題が生じていたという顕著な傾向が見られた。そのため、ここでは問題があった部分を取り上げ検証する。

### 第2項 業務要求水準書の作成について

業務要求水準書を作成する上で、担当部局から記載方法について説明されていたが、性能発注とするための記載基準が曖昧であったため、担当課等により記載内容に差が出ることとなった。仕様発注のように詳細に記載した担当課等もあれば、性能発注の特性を期待し必要最小限の記載にとどめた担当課等もあった。しかし、業務要求水準を詳細に記載した担当課等では、性能発注であることを理由に記載を簡易に修正するよう指示されたという話も聞かれた。

業務要求水準書の記載内容は本件SPCが作成する企画提案に直結するものであるため、記載を十分に行えなかった担当課等では、その後の調整に苦心したようである。

今後、同様の契約を行うのであれば、担当課等が希望する性能・機能を十分に調査し、取りまとめを行う部署が一括して要求水準書の作成を行う、または性能発注における記載について具体的な基準を示すなど、この問題点を解消する方法を検討する必要がある。

### 第3項 企画提案書について

#### 1 タイムスケジュール

担当課等の多くは、業務要求水準書の作成から企画提案書の提出まで、全体的に短期間で行われたと感じていた。

本件S P Cから提出された企画提案書が、業務要求水準を満たした内容であるかの確認をする際、担当課等に与えられた確認期間は2日間であった。また、担当課等では企画提案書のコピーをすることは禁止され、原本は返却することとされていた。さらに、内容の確認業務は、必要最小限の職員で行うように指示されていた。

業務要求水準をこのようなタイトなスケジュールで確認したことは、問題であると考ええる。

#### 2 ヴァリアントビッド

ヴァリアントビッドとは、業務要求水準を満たすことを前提に、応募者が事業者提案として示す代替提案のことである。

この企画提案の中にはヴァリアントビッドが含まれていたが、それについても他の提案と同じ条件で確認作業が進められた。

すなわち、全く異なる前提で作成された業務要求水準書と提案企画書の内容を確認し、業務要求水準が満たされていれば問題ないと回答することとなっていた。当初、改修とする予定だったものがヴァリアントビッドで新設することとなった提案は、業務要求水準書に新設施設としての基準が盛り込まれておらず、ヴァリアントビッドを採用する際の基準が明確ではなかったため、担当課等が事業者との打ち合わせを進める上で、業務要求水準書をよりどころとすることができなかった。

企画提案書の提出前に、本件S P Cと競争的個別対話（以下「個別対話」という。）が24回実施されている。個別対話における市の出席者は、開催ごとに異なっているが、担当課等が出席し、本件S P Cから図面を提示され説明を受けたこともあった。

図面については、民間の創意工夫が凝らされたものであったが、市の業務内容について、本件S P Cの調査、理解が不十分だと感じられるところもあったという。また、担当課等が個別対話に参加した時には、すでに担当部局との基本的な調整が終わった後で、本件S P Cからの提案が尊重されて話が進められた。事業によっては、施設廃止について言及され、企画提案に対する意見が採用されにくかった担当課等もあった。

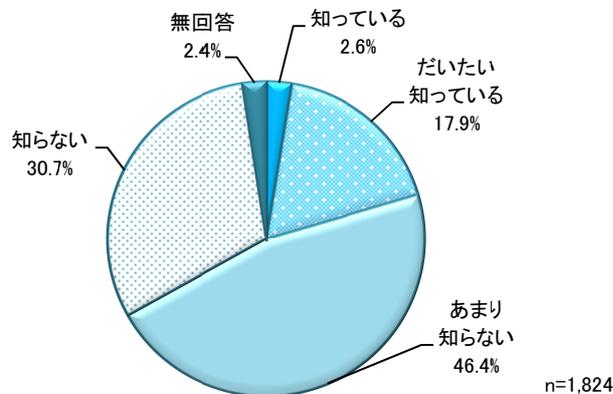
市民のニーズを始め、業務の内容や施設のあり方を最も把握しているのは担当課等である。公共施設再配置をどのような手法で実施するにせよ、担当課等と協働して進めていく体制を構築し、機能させる必要がある。

## 第7節 市民ニーズの検証

### 第1項 市政世論調査

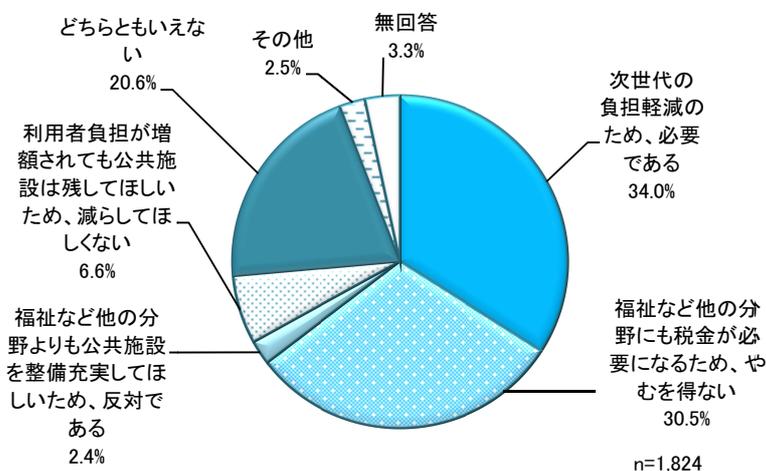
平成28年8月に市政に対する市民の考えや要望を幅広く正確にとらえ、市政に反映させるため「平成28年度第37回市政世論調査」（以下「市政世論調査」という。）を20歳以上の市民を無作為抽出した3,000人を対象に実施した。公共施設再配置の認知度は、「知っている」、「だいたい知っている」と回答した人が20.5%、「あまり知らない」、「知らない」と回答した人が77.1%となっており、認知度は低い結果となった。

図3 公共施設再配置の取り組みについて、どの程度知っているか（全体）



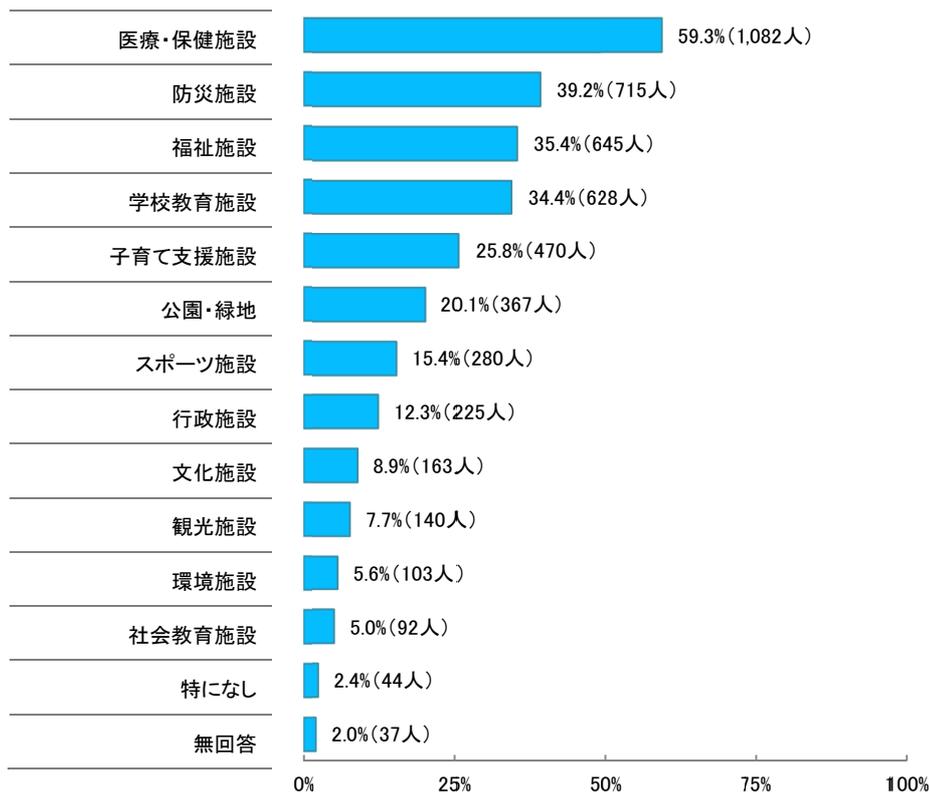
「次世代への負担を軽減するため、公共施設の総量を将来の人口及び財政規模に応じて減らしていく」という再配置基本計画の基本方針については、『次世代の負担軽減のため、必要である』、「福祉など他の分野にも税金が必要になるため、やむを得ない」と回答した人が64.5%となっており、基本方針への理解度は高い結果となった。

図4 公共施設の総量を減らしていく方針について、どう思うか（全体）



また、「市が管理している公共施設のうち、これからどの公共施設を維持、充実していくべきだと思いますか（〇は3つまで…主なもの）」という問に、医療・保健施設 59.3%、防災施設 39.2%、福祉施設 35.4%、学校教育施設 34.4%、子育て支援施設 25.8%となった。

図5 維持・充実していくべき公共施設（全体）



## 第2項 意見交換会及び市民アンケート等について

市民から多くの意見を聴くため、意見交換会及び懇談会を11月中旬から開催し、参加者から出された意見を参考にして、今後のPFI事業の見直し方針の検討材料とした。

その他、意見交換会及び懇談会の参加者の他に多くの市民から意見等を聴取する必要があると考え、市民アンケート（意見交換会、懇談会及び市民アンケートを総称し、以下「意見交換会等」という。）を実施し、あわせて見直し方針の検討材料とした。

主な意見交換会等の意見は、次のとおりである。また、市ホームページで公開をしている。

### 1 見直しに対する主な意見

- ・事業費が膨らまないようにしてほしい。個別に企画すると縦割りの弊害が生じやすい。見直す場合には多面的に検討してほしい。
- ・地域全体のまちづくりをするには、市民の意見は大切。そればかりを重視してしまった場合、そのリスクとなる財政面に関してダメージを受けるのも市民になる。契約済みの案件であるため、今後、財政負担となる違約金や賠償金を減らす方向でお願いしたい。
- ・公共施設再配置、PFI事業は、個人的には理にかなっていると思う。ただし、内容の見直しは賛成。本当に必要なものと、そうでないものを精査する。特に吉良や一色に住む方々の意見は重要だと考える。
- ・PFI事業で現在工事中止のものもあるが、学校の改修工事のような緊急性のあるものは早く再開するべきだと思う。

## 2 本件PFI事業に対する認知度

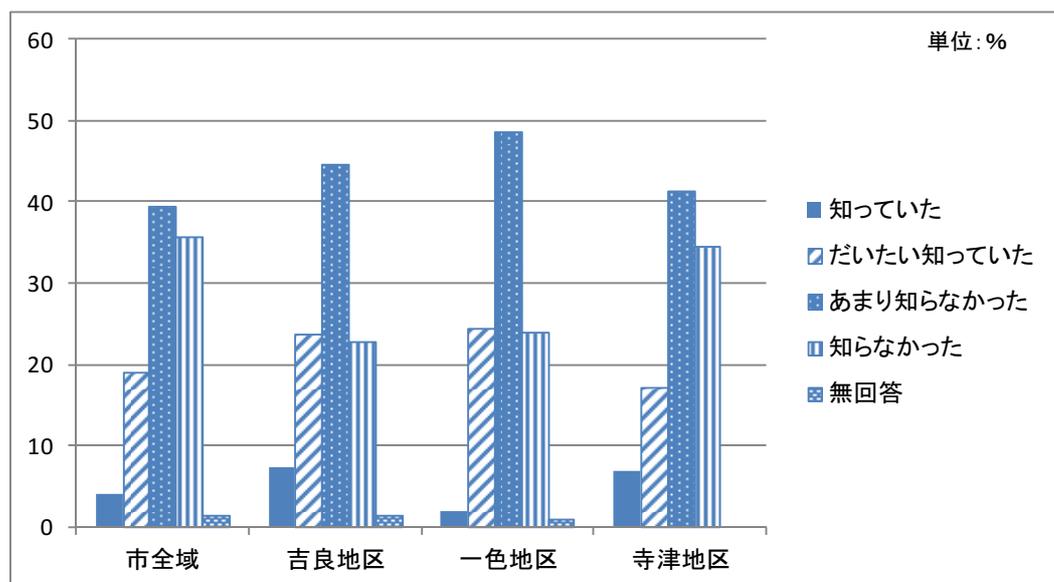
「公共施設再配置及びPFI事業の取り組みについて、どの程度知っていましたか。」の間に対する市民アンケートの結果は下表のとおりである。

市全域では、「知っていた」と「だいたい知っていた」と回答した人をあわせると23.2%、「あまり知らなかった」と「知らなかった」と回答した人をあわせると75.3%となっており、低い認知度であった。しかし、地区別にて集計した結果では、プロジェクト01（吉良地区）に対する吉良地区での認知度、プロジェクト02（一色地区）に対する一色地区での認知度、プロジェクト03（学校施設）に対する寺津地区の認知度は、約4割から5割の人が「知っていた」と「だいたい知っていた」となった。

公共施設再配置及びPFI事業の取り組みについて、どの程度知っていましたか。

上段:人/下段:%

	知っていた	だいたい知っていた	あまり知らなかった	知らなかった	無回答	合計
市全域	59 4.1	273 19.1	565 39.5	513 35.8	22 1.5	1,432 100
吉良地区	16 7.4	51 23.7	96 44.7	49 22.8	3 1.4	215 100
一色地区	4 2	49 24.4	98 48.7	48 23.9	2 1	201 100
寺津地区	4 6.9	10 17.2	24 41.4	20 34.5	0 0	58 100



### 3 プロジェクト01 (吉良地区) の事業

「プロジェクト01 (吉良地区) について、見直しすべきと考える施設があればご回答ください。」の問に対する市民アンケートの結果は下表のとおりである。

市全域では、「きら市民交流センター (仮称) アリーナ棟」は20.0% (※32.1%)、「きら市民交流センター (仮称) 支所棟」は17.6% (※25.6%)、「きらスポーツドーム (仮称)」は20.7% (※25.6%)、「その他の施設」は1.3% (※3.3%)、「見直しすべき施設なし」は9.4% (※10.7%)。となった。

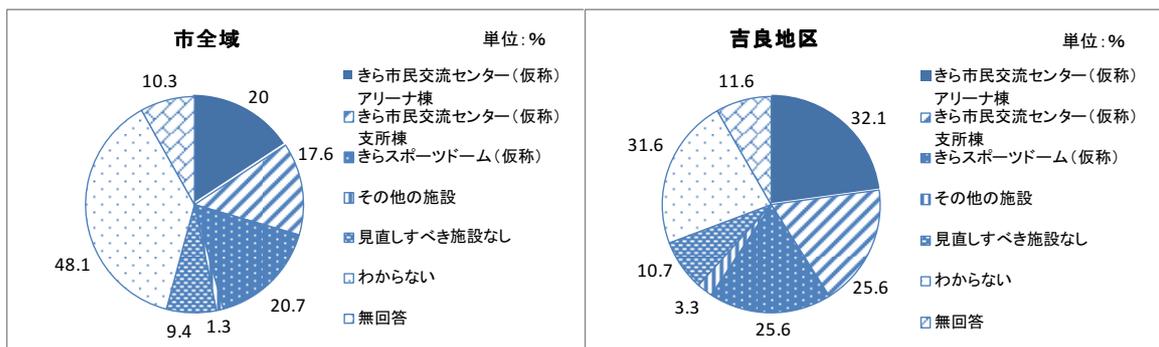
※は吉良地区の割合

プロジェクト01 (吉良地区) について、見直しすべきと考える施設があればご回答ください。

(複数回答可)

上段:人/下段:%

	きら市民交流センター (仮称) アリーナ棟	きら市民交流センター (仮称) 支所棟	きらスポーツドーム (仮称)	その他の施設	見直しすべき施設なし	わからない	無回答	回答者数
市全域	286 20	252 17.6	297 20.7	18 1.3	134 9.4	689 48.1	148 10.3	1,432 -
吉良地区	69 32.1	55 25.6	55 25.6	7 3.3	23 10.7	68 31.6	25 11.6	215 -
一色地区	28 13.9	29 14.4	37 18.4	4 2	19 9.5	95 47.3	30 14.9	201 -
寺津地区	12 20.7	9 15.5	13 22.4	0 0	4 6.9	32 55.2	5 8.6	58 -



(1) きら市民交流センター（仮称）支所棟

「きら市民交流センター（仮称）支所棟内に計画しているフィットネススタジオ機能についてどのようにお考えですか。」の問に対する市民アンケートの結果は下表のとおりである。

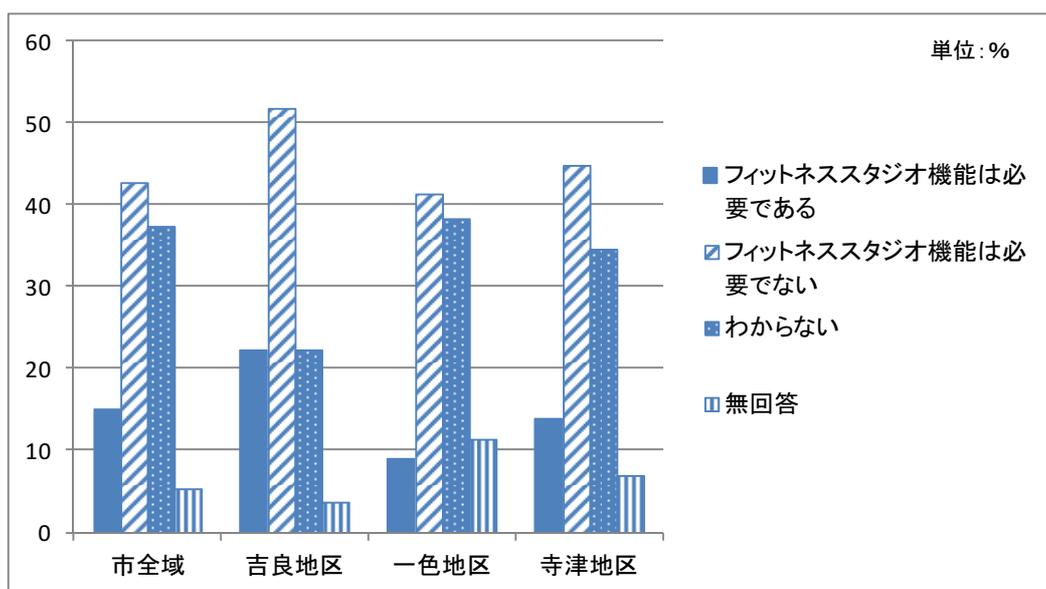
市全域では、「フィットネススタジオ機能は必要である」と回答した人が14.9%（※22.3%）、「フィットネススタジオ機能は必要でない」と回答した人が42.6%（※51.7%）となった。

※は吉良地区の割合

きら市民交流センター（仮称）支所棟内に計画しているフィットネススタジオ機能についてどのようにお考えですか。

上段:人/下段:%

	フィットネススタジオ機能は必要である	フィットネススタジオ機能は必要でない	わからない	無回答	合計
市全域	214 14.9	610 42.6	534 37.3	74 5.2	1,432 100
吉良地区	48 22.3	111 51.7	48 22.3	8 3.7	215 100
一色地区	18 9	83 41.3	77 38.3	23 11.4	201 100
寺津地区	8 13.8	26 44.8	20 34.5	4 6.9	58 100



#### 【意見交換会等における意見】

- ・フィットネススタジオ機能について事業者が撤退した後はどうなるのか。
- ・フィットネススタジオの利用料金が高い。
- ・津波一時待避所の収容人数を増やしてほしい。
- ・避難所としての機能をもっとつけてほしい。
- ・支所としての必要面積が少ない。
- ・フィットネススタジオ機能ではなく、支所棟の2階に会議室等を作り、今まで活動していた利用者が活動できる場所を作る。
- ・特定の人が利用するものではなく、もっと幅広い世代の人々が活用できるものと考えてほしい。
- ・ホワイトウェイブ、中央体育館、総合体育館などの類似施設がある。
- ・フィットネススタジオは、きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟を利用できないか。

#### （2）きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟

##### 【意見交換会等における意見】

- ・大アリーナ・小アリーナは卓球ができるように卓球台を配備してほしい。
- ・スポーツ施設が多く、老人も使える施設が欲しい。
- ・津波一時待避所の収容人数を増やしてほしい。
- ・公民館と同等の機能が残る形としてほしい。
- ・文化活動をするスペース、室が少なすぎる。調理室がなくなるが、必要。
- ・岩瀬文庫にあるふれあいスペース的なものがほしい。
- ・畳を利用したいスポーツもある。
- ・小さな子を持つ母が参加できるように託児スペースや一緒に参加できるプログラムがあると良い。
- ・きら市民交流センター（仮称）支所棟、アリーナ棟、きらスポーツドームのスポーツ機能を集約して、規模縮小。
- ・災害時にしっかり機能する施設とするべき。
- ・きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟は必要ない。小学校・中学校等の体育館を利用すればよい。

### (3) きらスポーツドーム（仮称）

「きらスポーツドーム（仮称）について、どのようにお考えですか。」の問に対する市民アンケートの結果は下表のとおりである。

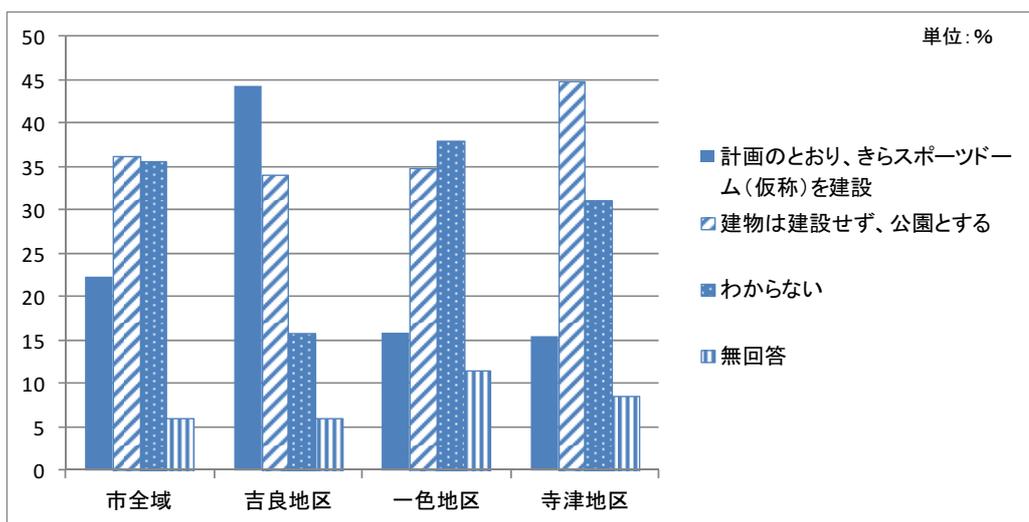
市全域では「計画のとおり、きらスポーツドーム（仮称）を建設」と回答した人が22.3%（※44.2%）、「建物は建設せず、公園とする」と回答した人が36.2%（※34.0%）となった。

※は吉良地区の割合

#### きらスポーツドーム（仮称）について、どのようにお考えですか。

上段：人／下段：%

	計画のとおり、きらスポーツドーム（仮称）を建設	建物は建設せず、公園とする	わからない	無回答	合計
市全域	319 22.3	519 36.2	508 35.5	86 6	1,432 100
吉良地区	95 44.2	73 34	34 15.8	13 6	215 100
一色地区	32 15.9	70 34.8	76 37.9	23 11.4	201 100
寺津地区	9 15.5	26 44.9	18 31	5 8.6	58 100



【意見交換会等における意見】

- ・きら市民交流センター（仮称）支所棟、アリーナ棟、きらスポーツドームのスポーツ機能を集約して、規模縮小。
- ・きらスポーツドームの独立採算という聞こえは良いが、賃料を取り、改修や改築費用が賄える仕組みにしないといけない。結果的に使用料金が高くなるのではないかと。
- ・きらスポーツドーム（仮称）は不要。小学校・中学校のグラウンド・体育館を利用すればよい。
- ・現行の公園を維持しつつ、屋外のテニスコート、サッカー場を充実させる。

#### (4) 吉良町公民館

「吉良町公民館（昭和49年建築）の解体について、どのようにお考えですか。」の問に対する市民アンケートの結果は下表のとおりである。

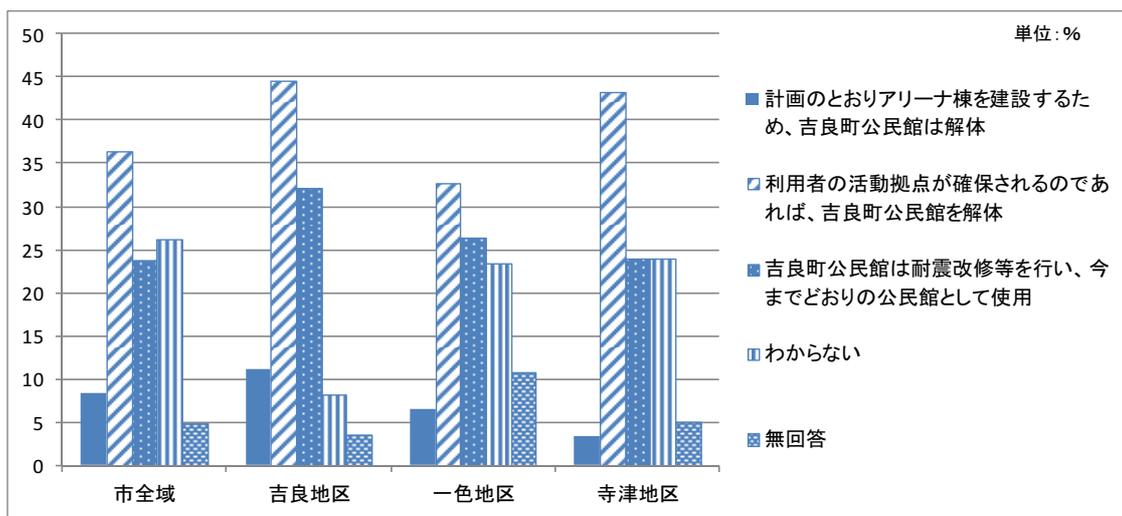
市全域では「計画のとおりアリーナ棟を建設するため、吉良町公民館は解体」と回答した人が8.4%（※11.2%）、「利用者の活動拠点が確保されるのであれば、吉良町公民館を解体」と回答した人が36.4%（※44.6%）、「吉良町公民館は耐震改修等を行い、今までどおりの公民館として使用」と回答した人が23.9%（※32.1%）となった。

※は吉良地区の割合

#### 吉良町公民館（昭和49年建築）の解体について、どのようにお考えですか。

上段：人／下段：%

	計画のとおりアリーナ棟を建設するため、吉良町公民館は解体	利用者の活動拠点が確保されるのであれば、吉良町公民館を解体	吉良町公民館は耐震改修等を行い、今までどおりの公民館として使用	わからない	無回答	合計
市全域	120 8.4	522 36.4	342 23.9	375 26.2	73 5.1	1,432 100
吉良地区	24 11.2	96 44.6	69 32.1	18 8.4	8 3.7	215 100
一色地区	13 6.5	66 32.8	53 26.4	47 23.4	22 10.9	201 100
寺津地区	2 3.4	25 43.2	14 24.1	14 24.1	3 5.2	58 100



**【意見交換会等における意見】**

- ・アスベストがあるため、解体するしかない。
- ・公民館は社会教育施設として重要な利用者の活動拠点なので慎重に考えて欲しい。
- ・公民館を修理して今までとおりに使いたい。

**(5) その他施設**

**【意見交換会等における意見】**

- ・吉良支所は解体し、駐車場にすれば良い。避難場所として活用可。
- ・吉良支所はアスベストがあるため、解体するしかない。
- ・吉良野外趣味活動施設体育館・管理棟跡地はどのようになるのか。
- ・既存の吉良支所の耐震性が確保されているのか。

#### 4 プロジェクト02（一色地区）の事業

「プロジェクト02（一色地区）について、見直しすべきと考える施設があればご回答ください。」の問に対する市民アンケートの結果は下表のとおりである。

市全域では、「多機能型市営住宅」と回答した人は23.5%（※32.8%）、「その他の施設」は4.8%（※12.9%）、「見直しすべき施設なし」が11.5%（※17.9%）となった。

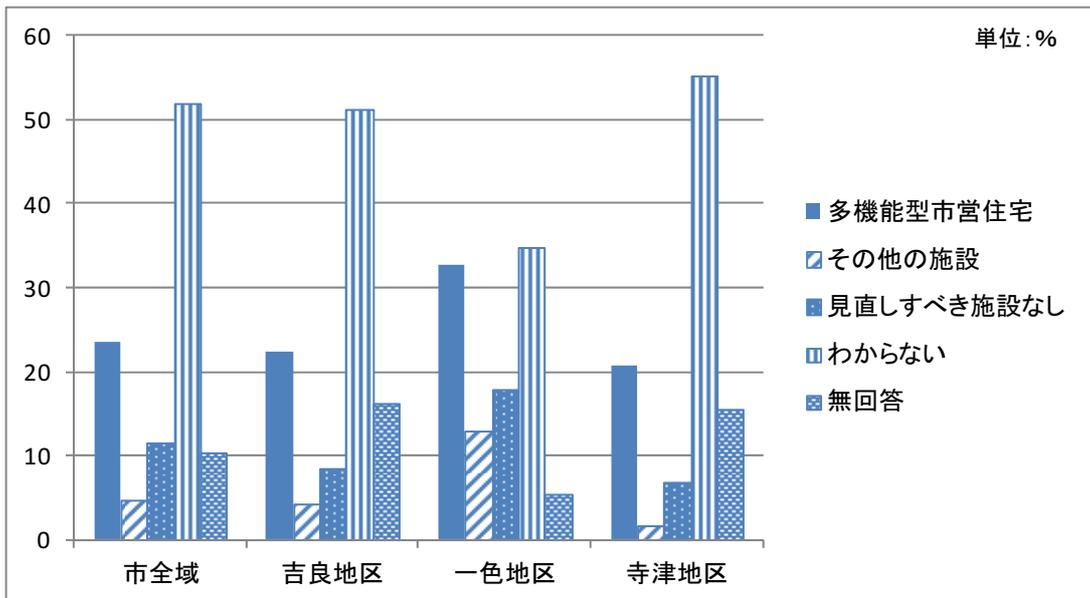
※は一色地区の割合

プロジェクト02（一色地区）について、見直しすべきと考える施設があればご回答ください。

（複数回答可）

上段：人／下段：%

	多機能型市営住宅	その他の施設	見直しすべき施設なし	わからない	無回答	回答者数
市全域	337 23.5	69 4.8	164 11.5	742 51.8	149 10.4	1,432 -
吉良地区	48 22.3	9 4.2	18 8.4	110 51.2	35 16.3	215 -
一色地区	66 32.8	26 12.9	36 17.9	70 34.8	11 5.5	201 -
寺津地区	12 20.7	1 1.7	4 6.9	32 55.2	9 15.5	58 -



(1) 多機能型市営住宅

「多機能型市営住宅について、どのようにお考えですか。」の問に対する市民アンケートの結果は下表のとおりである。

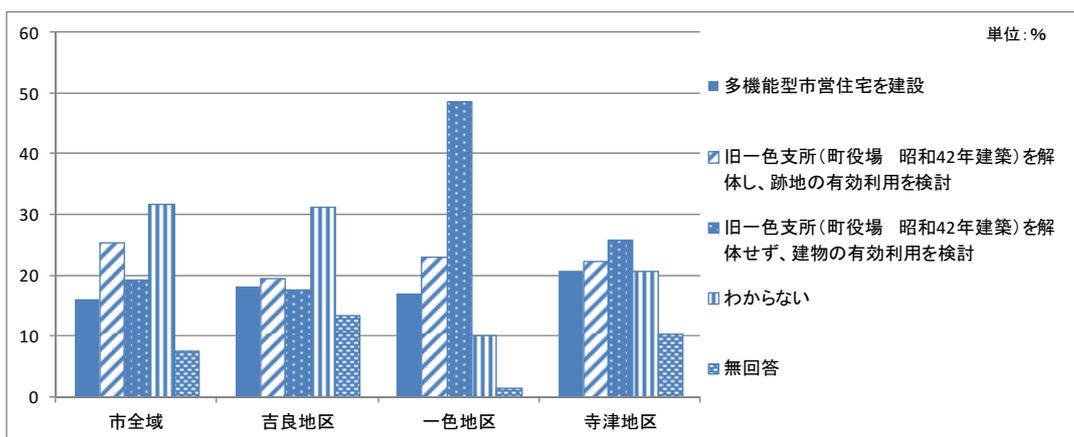
市全域では「多機能型市営住宅を建設」と回答した人が16.1% (※16.9%)、「旧一色支所(町役場 昭和42年建築)を解体し、跡地の有効利用を検討」及び「旧一色支所(町役場 昭和42年建築)を解体せず、建物の有効利用を検討」と回答した人の合計が44.6% (※71.6%) となった。

※は一色地区の割合

多機能型市営住宅について、どのようにお考えですか。

上段:人/下段:%

	多機能型市営住宅を建設	旧一色支所(町役場 昭和42年建築)を解体し、跡地の有効利用を検討	旧一色支所(町役場 昭和42年建築)を解体せず、建物の有効利用を検討	わからない	無回答	合計
市全域	230 16.1	362 25.3	277 19.3	455 31.8	108 7.5	1,432 100
吉良地区	39 18.1	42 19.5	38 17.7	67 31.2	29 13.5	215 100
一色地区	34 16.9	46 22.9	98 48.7	20 10	3 1.5	201 100
寺津地区	12 20.7	13 22.4	15 25.9	12 20.7	6 10.3	58 100



#### 【意見交換会等における意見】

- ・市営住宅と消防署が隣り合うことは、サイレンの音の関係上、よくない。
- ・住宅は必要ない。
- ・単身者に2DKは不要。
- ・単身者45戸は、どのような層を想定しているのか。
- ・交通の便が悪く立地条件が悪い。
- ・旧一色町の一等地になぜ市営住宅なのか。
- ・駐車場台数は十分か。
- ・格安で入居できる施設をもっと増やすべきではないのか。
- ・防災機能施設としては必要。
- ・住宅では、住民しか防災機能を享受できない。防災機能を重視するのであれば、一般向け施設とするべき。
- ・市営住宅は必要なのか。民間アパートで良いのでは。
- ・老人が多い市営住宅などの人が上階に入居するには、不便極まりない。

#### (2) 旧一色支所

「多機能型市営住宅について、どのようにお考えですか。」の間に対する市民アンケートの結果において、市全域では「旧一色支所（町役場 昭和42年建築）を解体し、跡地の有効利用を検討」と回答した人が25.3%（※22.9%）、「旧一色支所（町役場 昭和42年建築）を解体せず、建物の有効利用を検討」と回答した人が19.3%（※48.7%）となった。

※は一色地区の割合

#### 【意見交換会等における意見】

- ・一色支所を存続して有効活用を検討して欲しい。
- ・耐震したばかりで解体はもったいない。
- ・一色支所の場所へ市営住宅など絶対持ってこないでください。
- ・アスベストがあり、長寿命化が難しい支所は、取り壊すべき。

#### (3) いっしき市民交流広場(仮称)一色学びの館・一色町公民館・一色健康センター

#### 【意見交換会等における意見】

- ・駐車場が不足。
- ・事業費が高い。
- ・観光ルートの拠点をいっしき地域交流広場に設けてはどうか。
- ・3館を統括すると具体的にどのように管理し易くなるか。
- ・PFIで今摩擦が起こっている特別目的会社に維持管理をやらせることとして、提案されたか理解できない。

- ・一色町公民館は以前の方が利用しやすかった。
- ・一色町公民館や一色健康センターの「ホール」等は利用頻度が少ないと思う。
- ・一色学びの館も絵本のみでなく、大人も使える工夫をして欲しい。

#### **(4) 一色老人福祉センター**

##### **【意見交換会等における意見】**

- ・取り壊すのではなく、新しく建て替えて欲しい。
- ・解体を見直してほしい。
- ・解体ではなく耐震チェック。
- ・一色老人福祉センターの解体とあるが、核家族化や来たる高齢化社会に対応する為にも、老人介護、福祉施設の充実化を図るべき。

#### **(5) 対米住宅、巨海住宅**

##### **【意見交換会等における意見】**

- ・改修すれば良い。
- ・対米住宅は同じ場所に3階建てで建替えすればよい。
- ・耐震に問題のある対米・巨海は解体。
- ・巨海住宅は対米住宅と統合して、対米住宅の敷地に建替えればよい。
- ・解体し、住民は他の市営住宅へ転居。

#### **(6) 子育て支援センターいっしき**

##### **【意見交換会等における意見】**

- ・改修せずにそのまま。保育所がなく、支援センターのみなので、気軽に遊べる場所をとらないで欲しい。

## 5 プロジェクト03 (学校施設) の事業

「プロジェクト03 (学校施設) について、見直しすべきと考える施設をご回答ください。」の間に対する市民アンケートの結果は下表のとおりである。

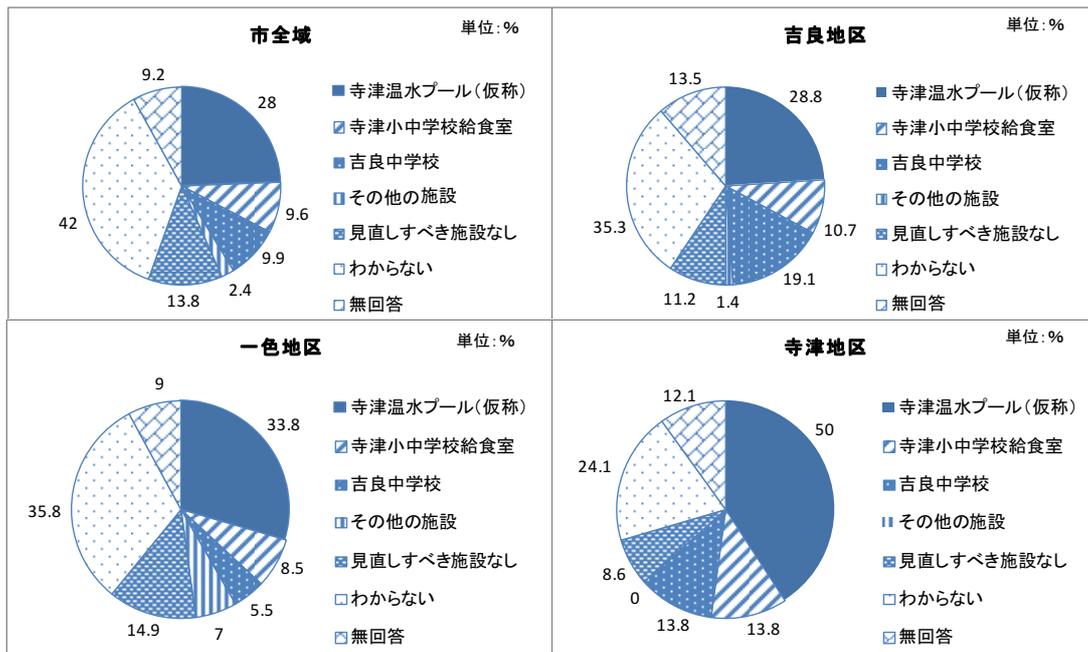
特に寺津地区においては寺津温水プール(仮称)の割合が50%と高くなっている。

### プロジェクト03 (学校施設) について、見直しすべきと考える施設をご回答ください。

(複数回答可)

上段: 人/下段: %

	寺津温水プール(仮称)	寺津小中学校給食室	吉良中学校	その他の施設	見直しすべき施設なし	わからない	無回答	回答者数
市全域	401 28	138 9.6	142 9.9	34 2.4	197 13.8	601 42	132 9.2	1,432 -
吉良地区	62 28.8	23 10.7	41 19.1	3 1.4	24 11.2	76 35.3	29 13.5	215 -
一色地区	68 33.8	17 8.5	11 5.5	14 7	30 14.9	72 35.8	18 9	201 -
寺津地区	29 50	8 13.8	8 13.8	0 0	5 8.6	14 24.1	7 12.1	58 -



## (1) 寺津温水プール（仮称）

### 【意見交換会等における意見】

- ・市民プールよりも学校プールをまず優先して考えて欲しい。
- ・市民プールと学校プールを共用することで生徒の安全が心配（盗撮などの軽犯罪）。
- ・寺津小中学校プールはそのまま使えばよい。
- ・民間事業者によるプールの運営は廃業リスクがある。
- ・進入路が狭いことや駐車場の確保の問題がある。
- ・学校敷地外でプールを建設して欲しい。利用しやすい立地条件で選定すること。
- ・市民が学校敷地へ出入りすることによるトラブルが心配である。
- ・スイミングスクールで独立採算を共存できるか。
- ・義務教育施設に商業の理念を持ち込むのは不適當。
- ・故障等使用不可時の対応や独立採算事業赤字の際の検討。
- ・市民プールと学校プールの両立運営が可能であると思えない。
- ・一般利用者が利用しにくい。
- ・B&Gにて、夕方以降、社会人も泳いでいるので、利用できるように。
- ・各学校のプールは残して欲しい。
- ・プールは中学校区に1つは欲しい。
- ・車移動による安全性・移動時間の問題。
- ・学校独自のプール行事等ができなくなる。
- ・民間3つのプールでは、全小・中学校のプール授業はまかなえない。

## (2) 寺津小中学校給食室

### 【意見交換会等における意見】

- ・統合する理由がわからない。
- ・統合するとノロウィルスが発生した場合、小学校も中学校も感染する。
- ・寺津は食育先進地区なので、安心安全な給食室を作ってもらいたい。
- ・子供にとって食べることはとても大切なこと。経過をみたり、感じることはとても大事なこと。
- ・食育については、大事だと思う。食べることを疎かにしなければ、生きることも大切に考える様に思う。給食はよく熟考すべき事案。
- ・いまやるべきなのか。
- ・衛生面でも給食室改修は必要。
- ・配送はどうするのか。
- ・西尾市全域で考えてみてはどうか。
- ・給食室ではなくセンター化。福地につくる給食センター、一色町の給食センターから配ればよい。

### (3) 寺津小学校、寺津中学校

#### 【意見交換会等における意見】

- ・小中学校改修は次世代投資として必要。

### (4) 吉良中学校

#### 【意見交換会等における意見】

- ・吉良中学校の改修が遅れるのが心配。PTAや学校と話す機会を増やしてほしい。
- ・吉良中学校の改修は保護者や先生に相談なく進められてきた。
- ・築年数も古いので建替え（特にB棟）。
- ・中学校の一般開放は防犯上不安。
- ・吉良中学校は相当古いので改修が必要。
- ・吉良中学校の地盤は大丈夫なのか。
- ・歴史伝承館不要。
- ・職員室を広げるより、カウンセリング（専門家）など気軽に相談できる部屋があった方がよい。
- ・必要以上の改修は必要ない（全面建具、一般開放）。
- ・学校敷地内での地域コミュニティ機能は不要。
- ・一般向け施設は、各施設にあるので、中学校敷地内につくる必要ない。

### (5) 一色町体育館

#### 【意見交換会等における意見】

- ・古くて危険な箇所もある。

### (6) 一色B & G海洋センタープール

#### 【意見交換会等における意見】

- ・B & Gは駐車場完備。
- ・建替又は改修し継続使用。
- ・B & Gは老朽化しているので解体やむなし。

## 6 プロジェクト04 (資料館)の事業

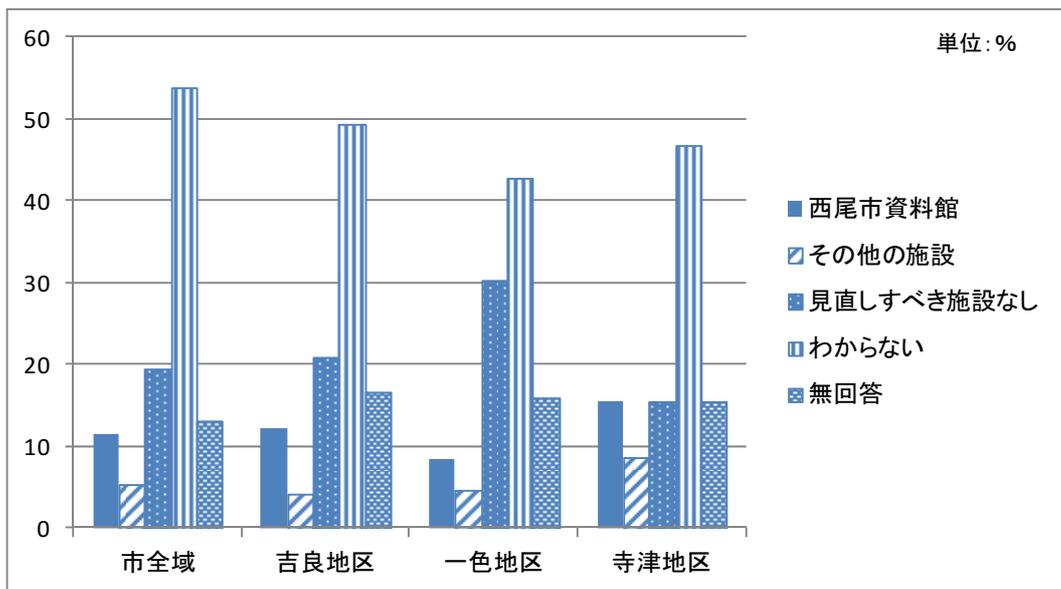
「プロジェクト04 (資料館)について、見直しすべきと考える施設があればご回答ください。」の間に対する市民アンケートの結果は下表のとおりである。

プロジェクト04 (資料館)について、見直しすべきと考える施設をご回答ください。

(複数回答可)

上段:人/下段:%

	西尾市資料館	その他の施設	見直しすべき施設なし	わからない	無回答	回答者数
市全域	165 11.5	74 5.2	277 19.3	769 53.7	186 13	1,432 -
吉良地区	26 12.1	9 4.2	45 20.9	106 49.3	36 16.7	215 -
一色地区	17 8.5	9 4.5	61 30.3	86 42.8	32 15.9	201 -
寺津地区	9 15.5	5 8.6	9 15.5	27 46.6	9 15.5	58 -



#### 【意見交換会等における意見】

- ・ 4つの資料館を1つに統合。
- ・ 西尾市民がいてみたいと思う魅力的な施設に生まれ変われば良いと思う。
- ・ 資料をただ展示するだけでなく、テーマを決めて企画展を定期的に開催するなど郷土の歴史、文化への関心を喚起する工夫を望む。
- ・ 常設展示を見る人が少ないと思うので、常設を減らして企画展を内容の楽しいものとした方がよいと思う。
- ・ 図書館、市役所など公共施設の一部に移管。
- ・ 展示ではなく、デジタル化。
- ・ 1箇所にとまらせてしまうと行けない地域の子ができてしまう。
- ・ 小学生が社会科の学習に活用できる資料館。
- ・ 吉良歴史民俗資料館は、低地のため、収蔵庫に向かない。
- ・ 展示と収蔵庫は離さない方がよい。
- ・ 資料館は大切である。現在のまましっかりと守るべき。
- ・ 吉良・幡豆歴史民俗資料館を収蔵庫としないで資料館とする。
- ・ 吉良・幡豆歴史民俗資料館を収蔵庫として残す必要はない。
- ・ 一色学びの館（資料館機能）は不要。西尾市資料館を市内で統一させる。
- ・ 大提灯及び佐久島の古墳などのレプリカが展示してあり、これらの一色の歴史を後世に伝える為ぜひ存続を。

## 7 プロジェクト08（包括マネジメント）の事業

#### 【意見交換会等における意見】

- ・ 事業者は、できるだけ競争原理がはたらくような仕組みで定期的で交替できるようにしてほしい。
- ・ 160施設を包括するというのは大きすぎると思う。
- ・ リスクが大きすぎる。
- ・ コストを低減することは維持管理に大切なこと。包括することで、実際にコストがおさえられるのであれば良い。
- ・ コストが低減するとは思えない。
- ・ 公共施設の維持管理については、住民サービスの低下にならない様十分配慮すること。
- ・ サービスが維持できるか心配。
- ・ 市が指導可能な体制を取り入れていただきたい。確実なチェック実施。
- ・ 法令遵守が優先することが大切。